

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部医務課

法令名	臨床検査技師等に関する法律施行規則	法令番号	昭和33・7・21厚令24						
手続名	衛生検査所の登録証明書の再交付	根拠条項	第19条第1項						
審査基準	<p>衛生検査所の登録証明書について、以下の事項が生じた場合、申請された内容を審査し再交付を行う。</p> <p>(1) 証明書を破ったとき</p> <p>(2) 証明書を汚したとき</p> <p>(3) 証明書を失ったとき</p> <p>なお、(3)の理由により再交付を行った後、失った登録証明書を発見した場合は直ちにこれを都道府県知事に返納しなければならない。</p>								
	受付機関	医務課	処理機関	医務課	交付機関	医務課	標準処理期間	30日	目次
							標準経由期間	日	